

【 声 明 】

◆◆◆ 教授会の審議権を奪い、「大学の自治」「学問の自由」を破壊する学校教育法改悪案について一安倍内閣による国会提出に抗議し、廃案を求める ◆◆◆

2014年6月4日

山形大学職員組合執行委員会

安倍内閣はさる4月25日、教授会から審議権を奪い、「学長が必要だと認めた場合、意見をのべる」として諮問機関とすると規定した学校教育法改悪案を閣議決定し、国会に提出しました。

これは、憲法第23条の「学問の自由」にもとづいて保障された「大学の自治」を破壊する重大な改悪です。

私たちは、大学の教育・研究にたずさわる者として、「大学の自治」と「学問の自由」を守る立場から、こうした改悪は断じて容認できず、安倍内閣に強く抗議するとともに、国会が本改悪案を廃案とするよう求めます。

もとより、「大学の自治」は「学問の自由」と不可分の理念であり、戦後の日本が再出発するさいに、侵略戦争と内外でのあらゆる人権じゅうりんへの深い反省のもとに確立されたものです。

日本国憲法は、第23条で「学問の自由は、これを保障する」と簡潔にうたっています。「大学の自治」は、多くの判例が「学問の自由」と不可分のものとして、それを保障しています。

憲法施行にさきだって1947年3月に施行され、2006年に第一次安倍政権によって廃止された旧・教育基本法では、第2条(教育の方針)において「学問の自由を尊重し」「自発的精神を養い」とうたわれ、第10条(教育行政)において「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と規定されました。

第一次安倍政権が制定した新・教育基本法でさえ、第16条(教育行政)は「教育は、不当な支配に服することなく」のくだりは引き継いでおり、第7条(大学)では「大学については、自主性、自立性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」と規定しています。

「大学の自治」との関連で、教授会の役割については、1948年4月17日付けの教育刷新委員会第16回建議「大学の自由及び自治の確立について」が次のように述べています。

1. 学問の教授及び研究の中心機関である大学は、その使命を達成するためには、大学の自由と自治を確立する必要がある。大学は従来の如き政府の官僚的統制と圧迫を排すると同時に、学問に対する理解を欠く社会的勢力の干渉を防止しなければならぬ。もとより大学の自由が無責任に流れ、或は自治がその範囲を逸脱するが如きはあってはならないのであって、これがためには、その適正な運営を保障する方法を講じる必要がある。
2. 以上の見地から国立大学における教育研究と主要な人事と、予算その他経営について以下の措置を適当